

令和7年度千葉市特定保健指導（ICT機器活用型）業務委託に係る質問及び回答

No.	項目	質問	回答
1	企画提案実施要領「4 参加に関する手続き」	（提出書類及び契約書の代表者について） 契約書類の代表者は通常、会社の代表取締役及び代表取締役社長を記載することかと存じます。 ただ本保健指導についての業務は担当部門にて実施しますので、代表が実務を行いません。 その場合、実務は“委任状”に記載された担当部門が行うやり方が一般的かと存じます。 委任状などはないのでしょうか。 ない場合、記載方法についてご教示いただけないでしょうか。 部門長でも良いでしょうか。 【対象書類の代表者】 （様式1）参加申込書 （様式2）誓約書 委託契約書	お見込みのとおり、契約書等の書類は原則として代表者名（代表者印）を記載（押印）していただきます。 なお、実務について代表者が直接は行わず、貴社の一部門が担当する場合でも委任状の提出等は求めておりません。
2	仕様書「5 業務内容」	（（4）特定保健指導の実施にあたっての留意点） 「ICT機器を用いて初回面談の申込ができる環境（WEB予約システム等）」とございますが、このWEB予約システムは本入札契約方式に必要条件となりますでしょうか。	例えば電子メールを利用する等、WEB予約システム以外でもICT機器を用いた初回面談の申し込みができる環境を整備していれば仕様を満たしているものとします。